

公的機関が農地を貸したい人、借りたい人のお手伝いをします 農地中間管理機構を利用してみませんか

問合せ 農林水産政策課 ☎33-4117 農業委員会事務局 ☎33-6342

農地中間管理機構との賃貸借のしくみ

農地の所有者
(貸し手)



メリット

- ・ 借り手が耕作できなくなった場合は、農地中間管理機構が次の借り手を探します。(2年間)
- ・ 賃借料の徴収は機構が行います。借り手が複数の場合でも機構で一本化され口座に振り込まれます。

借り入れ

面倒な手続きを代行

農地中間管理機構
(熊本県農業公社)

- ・ 機構、八代市、農業委員会、JAなどが連携・協力してサポート。

貸し付け

農地の耕作者
(借り手)



メリット

- ・ 農地の所有者が複数でも、支払いは機構からの口座引き落としとなるので、支払いの手間がかかりません。(米での支払いも可能です)

農地の貸し借りに関する相談：担当の農地利用最適化推進委員または農業委員
※担当地区委員は市ホームページで確認できます

農地中間管理機構を通した農地集積への支援策

農地を貸し付けて、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手や、地域での話し合いに基づき機構にまとまった農地を貸し付けた地域を支援する補助金があります。
※支援策の細かい要件など、詳しくは農林水産政策課にお問い合わせください。

将来の「人と農地」について話し合いませんか？

地域の話し合いを活性化するため、「人・農地プランの実質化」を推進しています。

問合せ 農林水産政策課 ☎33-4117 農業委員会事務局 ☎33-6342

【人・農地プランの実質化とは？】

- 農業者の年齢と後継者の有無などをアンケートで確認。
- アンケート結果を地図化し、5～10年後に後継者がいない農地を「見える化」する。



地図を見ながら話し合うと、盛り上がるよ

- これを基に、農業者、農業委員会、JA、土地改良区、八代市などの関係者で徹底した話し合いを行い、5～10年後の農地利用を担う経営体の在り方を決めていく。

農業者の皆さんが地域で話し合いを行う際には、話が活性化するように、農業委員会、農地バンク（＝農地中間管理機構）、八代市などの関係機関が連携してサポートします。

皆さんの地域で、話し合いを行いたい時には、農林水産政策課または、農業委員会にお問い合わせください。また、近くの農業委員や農地利用最適化推進委員にも相談ください。